

第2次守口市子ども読書活動推進計画

令和元年（2019年）9月

守口市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯と目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 現状と課題	3
1 第1次計画期間中の取り組み	
2 子どもの読書活動に関する状況	
3 課題	
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	8
1 基本方針	
2 推進のための施策	
(1) 乳幼児期の子どもに対する取り組み	
(2) 小学生に対する取り組み	
(3) 中・高校生に対する取り組み	
(4) 障がいのある子どもに対する取り組み	
(5) 連携と協働による施策の推進	
【参考資料】	13
1 国・大阪府・守口市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況	
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	
3 文字・活字文化振興法	
4 守口市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きるための力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

SNS¹等情報通信手段の普及・多様化等、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しており、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になっています。子ども達が多くの情報から、それぞれの課題や目的に応じて必要なものを主体的に収集し、自らの責任で判断し活用する能力を身につけ、厳しい社会情勢の中にあっても、一人の人間として力強く生き抜いていくことができるよう、社会全体で積極的にその為の環境整備を推進していくことが大切です。

本市では、平成13年（2001年）に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年（2001年）法律第154号）に基づき、平成23年（2011年）に「守口市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、子どもが読書に親しめる環境づくりを進めてきました。

取り組みの結果、読書が好きな子どもの割合は徐々に増加していますが、全く読書をしていない子どもの割合は依然として全国平均、大阪府平均と比べて高い状況となっており、子どもの読書習慣の形成に向け、より一層の取り組みが求められます。

「第2次守口市子ども読書活動推進計画」では、第1次計画の成果を引き継ぎ、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年（2001年）法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年（2018年）4月）及び「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年（2016年）3月）を基本としながら、市の上位計画である「第五次守口市総合基本計画」（平成23年（2011年）3月）と、「守口市教育大綱」（平成28年（2016年）8月）、「守口市立学校図書館基本計画」（平成30年（2018年）10月）「第2次守口市生涯学習推進計画」（平成25年（2013年）2月）等の関連計画との整合性を図り策定するものです。

¹SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネットを介して交友関係を構築できるサービスの総称。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 計画の対象

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とします。

第2章 現状と課題

1 第1次計画期間中の取り組み

平成23年（2011年）に策定した第1次計画では、

- 読書機会の提供・読書環境の整備
- 読書活動の推進に向けた家庭・地域・学校等の連携
- 子どもの読書活動に関する理解と関心を深めるための啓発・広報活動を基本方針として、子どもの読書活動の推進に取り組みました。

1 家庭における読書活動の推進

読み聞かせなどを通じて読書に親しみ、読書習慣を形成できるよう、家庭での読書の意義について、保護者への啓発・情報提供に努めました。

- ・生涯学習情報センターでは、おすすめ絵本や絵本選びについてのリーフレットを作成し、保護者の読書相談に活用してきました。
- ・市民保健センターの両親教室や子育て支援センターにおいて、リーフレットの配布や絵本の紹介等を実施してきました。
- ・平成29年度（2017年度）から開始した「ブックスタート」事業では、4か月児健康診査の際に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを持つきっかけづくりを支援してきました。
- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を記念したイベントを開催し、読書の大切さについて啓発を行ってきました。

2 地域における読書活動の推進

子ども達が地域の身近な施設で“本との出会い”や“本を通じた保護者とのコミュニケーション”の機会が持てるよう、各施設で絵本の貸出や、読み聞かせを実施しました。

- ・子育て支援センターでは、定期的に絵本の読み聞かせを実施するとともに、子育てサークルに対する大型絵本の貸出を行ってきました。
- ・児童センターでは、生涯学習情報センターの団体貸出を活用し、絵本の紹介や読み聞かせを実施してきました。
- ・認定こども園では、子育て支援交流活動の際に、未就園の子どもへの絵本の貸出を行ってきました。
- ・生涯学習・スポーツ振興課では、絵本の読み聞かせを行うボランティアの養成やスキルアップのための講座を開催してきました。

3 公共図書室における読書活動の推進

読書活動を推進するための拠点施設として、各公共図書室で魅力ある図書室づくりに努めるとともに、読書相談、啓発活動に取り組みました。

- 生涯学習情報センター、文化センター、コミュニティセンターの図書室において、蔵書の充実に努めてきました。平成 30 年度（2018 年度）末現在の蔵書冊数は、生涯学習情報センターが 171,668 冊（うち、絵本・児童書等は 35,577 冊）、文化センターが 43,810 冊（うち、絵本・児童書等は 2,687 冊）、コミュニティセンターが 88,191 冊（うち、絵本・児童書等は 38,234 冊）となっています。
- 文化センターでは、生涯学習情報センターの蔵書を活用し、絵本・児童書コーナーを設置してきました。
- 生涯学習情報センターでは、児童・青少年用のコーナーを設置し、中高生向けの図書の充実に努めてきました。
- 季節や時事問題などに関連したテーマ展示を行い、読書に親しめる環境づくりに努めてきました。
- 定期的におはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を提供してきました。
- 映画上映会やぬいぐるみのお泊まり会など、子ども達が図書室に足を運びきっかけとなるイベントを開催してきました。
- 生涯学習情報センターでは、「夏休み学習何でも相談」など、子どもの自主学習や調べ学習の支援を行ってきました。
- 障がいのある子ども達がそれぞれの障がいの程度や興味に応じた本に出会えるよう、音訳・点訳図書等の資料の充実に努めてきました。
- 生涯学習情報センターと司書教諭や学校司書等との合同研修会を実施し、連携に努めてきました。
- 各種研修会に参加し、生涯学習情報センターの職員の資質の向上に努めてきました。

4 学校等における読書活動の推進

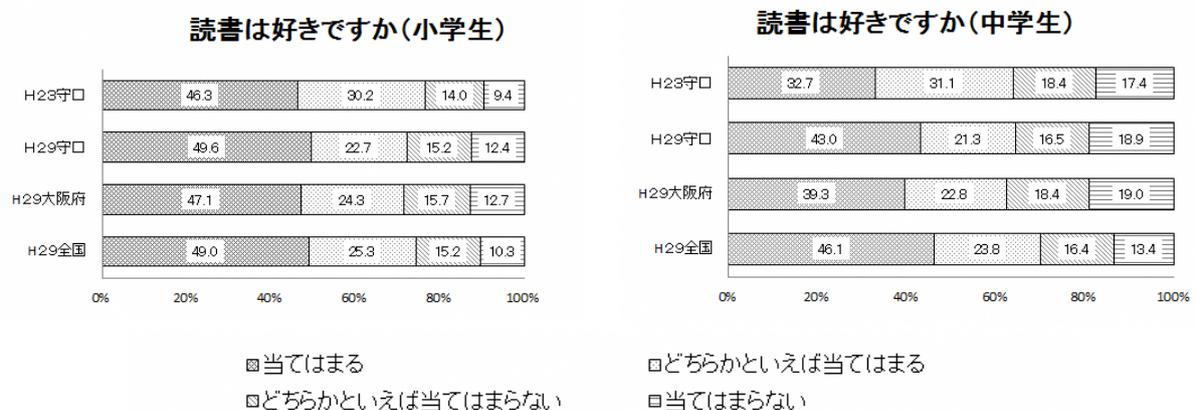
子ども達が読書を通じて想像力を培い、豊かな心を育めるよう、本と触れ合う機会の充実と、環境の整備に努めました。

- 平成 30 年度（2018 年度）に「守口市立学校図書館基本計画」を策定し、計画的に学校図書館の整備と充実に努めてきました。
- 学校図書館における文部科学省の定める標準冊数の達成率については、平均 100%を上回っています（平成 30 年 5 月時点）。
- 新設校では、学校図書館とパソコン教室を併設し、十分な読書・学習スペースの確保や機能的なレイアウトに努め、「メディアセンター」として運用してきました。
- 総合的な学習の時間をはじめ、各教科等において調べ学習で活用する等、学校図書館の利活用を進めてきました。
- 多くの学校で、朝学習の際に読書の時間を設けるとともに、学校司書や図書委員の児童・生徒等が中心となって、おすすめの本の紹介等の取り組みを進めてきました。

- ・「小・中学校読書感想文コンクール」及び「読書感想文発表会」を継続して開催しました。
- ・「めざす守口の教育」において読書活動推進の重要性を示しつつ、学校図書館教育に対しての教職員の意識改革を行うとともに、組織的な体制づくりに向け、「言語能力」の確実な育成のための取り組みを進めてきました。
- ・学校司書やボランティアと連携しながら、学校図書館の開放時間の拡充や、担当教員と学校司書等が密に連携し、子ども達の発達段階に応じた図書を選定、親しみやすい図書館の環境づくりに努めてきました。
- ・認定こども園では、日々の保育の中での読み聞かせのほか、学校やボランティアによる読み聞かせを実施してきました。また、毎週1回の絵本の貸出の実施や、保育中に読んだ絵本の紹介を通じて、家庭で読書に親しむきっかけづくりに努めてきました。
- ・児童クラブでは、児童室の蔵書の充実に努めるとともに、生涯学習情報センターの団体貸出を活用し、児童が本に親しむ機会を提供してきました。また、各クラブのイベントとして、ボランティアによるおはなし会を開催してきました。
- ・わかかさ・わかすぎ園では、毎日（朝の会、終わりの会等）絵本の読み聞かせを実施してきました。

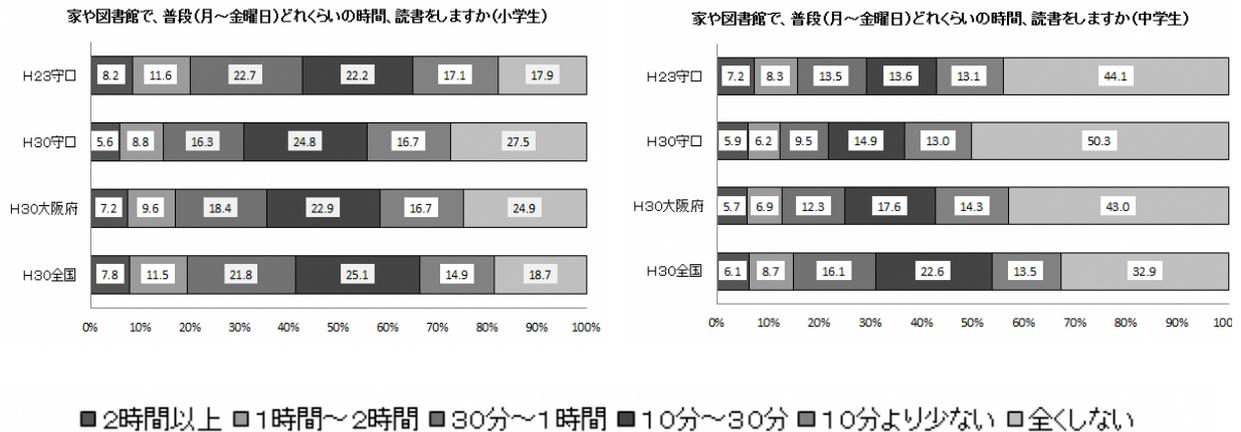
2 子どもの読書活動に関する状況

「読書が好き」と答えた守口市の子どもの割合は、平成29年度（2017年度）の調査では小学生で49.6%、中学生で43.0%となっており、平成23年度（2011年度）と比較すると小学生・中学生ともに増加しており、小学生では全国・大阪府の平均より高い割合となっています。また、中学生においても、大阪府の平均より高い割合となっています。



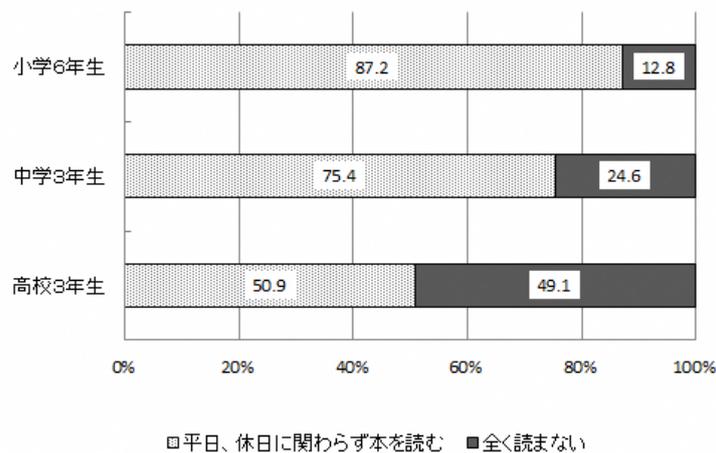
平成29年度「全国学力・学習状況調査」

一方で、「普段、家や図書館で読書を全くしない」と答えた守口市の子どもの割合は、平成30年度（2018年度）の調査では小学生で27.5%、中学生で50.3%となっており、平成23年度（2011年度）よりその割合は増加しています。また、全国、大阪府の状況と比較しても高い割合となっています。



平成30年度「全国学力・学習状況調査」

読書をしない子どもの割合は年齢が上がるにつれて増える傾向にあり、平成27年（2015年）に大阪府が実施した調査によると、「本を全く読まない」と回答した子どもの割合は、小学6年生では12.8%、中学3年生では24.6%に対し、高校3年生では49.1%と、半数近くの子どもの本を全く読んでいない結果になっています。



「子どもの読書活動推進の取組み等調査」（平成27年、大阪府）

3 課題

第1次計画期間における取り組みの結果、読書が好きな子どもは増加していますが、読書をしない子どもの割合は依然として全国平均、大阪府平均と比べて高い状況にあり、また、年齢が上がるにつれてその割合が増える傾向にあります。

乳幼児期からの読書習慣の定着のため、保護者への啓発活動や親子で本に親しめる

機会をより一層充実させていくとともに、子ども達が発達段階でそれぞれの興味や目的に応じた魅力的な本と出会えるよう、関係機関が連携して取り組んでいくことが必要です。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 基本方針

守口市の子ども達が読みたいと思う本に出会い、読書を通じて豊かな心を育むとともに、それぞれの課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し、自らの責任で判断し活用する能力が身につけられるよう、令和2年（2020年）4月に開館予定の守口市立図書館（以下、「図書館」という。）、学校図書館、関係機関が連携し、子ども達の年代や特性に応じた読書活動推進のための取り組みを進めていきます。

2 推進のための施策

（1）乳幼児期の子どもに対する取り組み

乳幼児期に読み聞かせなどを通じて読書に触れることが、その後の読書習慣を形成する上で重要な役割を持っているとされていることから、家庭での読書の意義について、保護者への啓発・情報提供するとともに、おはなし会など親子で読書に親しむ機会の充実に努めます。

① 図書館での取り組み

- ・乳幼児と保護者がゆったりと本に親しめるような環境づくりと資料の充実に努めます。
- ・定期的におはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を提供します。
- ・「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を記念したイベントを開催し、読書の大切さについて啓発を行います。
- ・親子で図書館に足を運ぶきっかけとなり、図書館を身近に感じてもらえるようなイベントを開催していきます。
- ・おすすめ絵本を紹介したり、絵本選びについてアドバイスを行うなど、保護者の読書相談に応じます。

② 各公共施設（文化センター、保健センター、児童センター、子育て支援センター、コミュニティセンター）での取り組み

- ・文化センターの図書室の開室時間を拡大するとともに、児童図書コーナーの充実に努めます。
- ・児童センターで絵本の読み聞かせの場を提供し、親子で読書に親しむ機会の充実に努めます。
- ・子育て世代包括支援センターでは、「絵本の読み聞かせの時間」を拡充するとともに、保護者の読書相談に応じます。

- ・コミュニティセンターでは、読み聞かせボランティアサークルによる絵本の読み聞かせ会や本に関する講座など、子どもの読書への動機づけとなるような行事の開催に取り組んでいきます。また、季節に関する本など、テーマを決めての特集コーナーを設け、様々な本に触れるきっかけづくりに努めます。

③ 認定こども園での取り組み

- ・子どもが絵本を身近なものとして感じられる親しみやすい雰囲気 of 図書スペースや、子どものニーズに応えられるよう、子どもの成長に見合った絵本の整備に努めます。
- ・日々の保育を通して、子どもが絵本に興味を持つような環境を整えながら、保護者へは読み聞かせをしてほしい図書を積極的に紹介します。
- ・園にて毎月絵本の貸し出し日を設けたり、お話サークルや近隣の中学校からの読み聞かせの機会を持つ中で、本と触れ合うという楽しさを十分に味わえるように努めます。

(2) 小学生に対する取り組み

この時期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身につけるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を身につけていくことが望まれることから、学校図書館の整備及び充実に取り組むとともに、学校図書館と図書館とのさらなる連携に努めます。

① 図書館での取り組み

- ・子ども達が図書館を活用できるよう、図書館の使い方に関するオリエンテーションや出前授業を実施します。
- ・参考資料やレファレンスサービス¹の充実など、調べ学習や自主学習の支援を行います。
- ・団体貸出の実施やおはなしボランティアの派遣など、学校での読書活動の支援に努めます。
- ・将来的には、図書館と市立小学校図書館のシステム連携など、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めていきます。

② 学校での取り組み

- ・読書好きの児童を増やすため、図書だよりの発行やポスターの掲示をはじめ、ボランティアの協力による読み聞かせやブックトークなどを行うとともに、学級文庫の充実や特集コーナーの設置などに取り組めます。

¹レファレンスサービス：資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

- 児童の読書習慣が定着するよう、日々の読書量の目標を設定しつつ、ボランティア等の協力を得ながら学校図書館の毎日開放に努めるとともに、朝読書の実施や読書週間の設定などに取り組みます。
- 児童が利用したくなる学校図書館となるよう、読書や学習スペースの設置などレイアウトを工夫するとともに、アンケート等を通して、児童に関心の高い蔵書や学習に活用できる資料を充実するとともに、調べ学習等ができる環境づくりに取り組みます。
- 各教科等における調べ学習等で学校図書館を利活用できるような授業づくりを行います。
- 読書感想文に意欲的に取り組めるよう読書感想文コンクールを開催します。
- 教育センターのホームページや教育センター内のライブラリー閲覧スペースで「おすすめの本の紹介」や「読書カード」を発信するなど、図書についての情報提供を行います。

③ 児童クラブでの取り組み

- 図書館やコミュニティセンターが実施する団体貸出及び図書館の出前事業の活用に努めます。
- 児童クラブ室に配架する蔵書の充実を図るとともに、入会児童室においては、各クラブに配架する蔵書を定期的にクラブ間で巡回させるなど、児童が図書に親しむ機会の充実に努めます。
- 各種読み聞かせ事業の活用に努めます。

(3) 中・高校生に対する取り組み

中・高校生は興味や関心、活動範囲が広がり、勉強やクラブ活動などで多忙であることから読書から遠ざかる傾向にあります。子ども達が多忙な中でも読書に関心を持ち、自主的に読書活動に取り組めるよう、環境の整備と効果的な情報発信に努めます。

① 図書館での取り組み

- 自主学習や、グループ学習に活用できる資料の収集と利用機会の積極的な提供に努めます。
- 児童・青少年用の資料の充実と、読書意欲を刺激するような書架レイアウトに努めます。
- ビブリオバトル¹など、中・高校生が互いに本の魅力を伝え合えるようなイベントを企画していきます。
- 将来的には、図書館と市立中学校図書館のシステム連携など、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めていきます。

¹ビブリオバトル：発表者がおすすめの本の魅力を5分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。

② 学校での取り組み

- 読書好きの生徒を増やすため、図書だよりの発行やポスターの掲示をはじめ、図書委員会によるおすすめの本紹介やビブリオバトルなどを行うとともに、学級文庫の充実や特集コーナーの設置などに取り組みます。
- 生徒の読書習慣が定着するよう、日々の読書量の目標を設定しつつ、学校司書や図書委員会が連携しながら学校図書館の毎日開放を行うとともに、朝読書の実施や読書週間の設定などに取り組みます。
- 生徒が利用したくなる学校図書館となるよう、読書や学習スペースの設置などレイアウトを工夫するとともに、アンケート等を通して、生徒に関心の高い蔵書や学習に活用できる資料やパソコンを整備するなど、計画的に環境整備に取り組みます。
- 中学校において、各教科等における調べ学習等で学校図書館を利活用できるような授業づくりを行います。
- 中学生に対し、読書感想文に意欲的に取り組めるよう読書感想文コンクールを開催します。
- 中・高校生に対して、教育センターのホームページや教育センター内のライブラリー閲覧スペースで「おすすめの本の紹介」や「読書カード」を発信するなど、図書についての情報提供を行います。

(4) 障がいのある子どもに対する取り組み

障がいのある子ども達がそれぞれの障がいの程度や興味に応じた本に出会えるよう、資料の充実や関係機関との連携に努めます。

① 図書館での取り組み

- 音訳・点訳図書、LLブック¹等の資料を量・質とも充実させるように努めます。
- 拡大読書器や、対面朗読等、障がいのある子ども達の読書をサポートする機器やサービスの利用促進を図ります。

② 学校での取り組み

- ユニバーサルデザインにもとづいた分類、掲示を行い、学校図書館の環境整備に努めます。
- 障がいのある児童・生徒のニーズに応じた図書資料の充実に努めます。

③ わかくさ・わかすぎ園での取り組み

- 一人ひとりの子ども達に対して、個々に興味・関心をもってもらえる本を今後も引き続き提供するように努めます。

¹LLブック：知的障がいのある人や母語を異にする人など、読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめにわかりやすく書かれた文章、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真などを使って作られている。

(5) 連携と協働による施策の推進

子どもの読書活動を一層推進するため、関係部局の連携を強化するとともに、ボランティアや民間団体等とも連携、協力し、横断的な取り組みに向けた体制の整備に努めます。

- 図書館と学校図書館のシステム連携など、市内の各施設で所蔵している資料をより効率的に利活用できる環境の構築に努めていきます。
- 市立図書館司書や司書教諭、学校司書等子どもの読書活動に携わる担当者の資質の向上と連携に努めます。
- 子どもの読書活動に関わるボランティアの養成やスキルアップのための講座を開催し、人材の確保に努めます。

【参考1】国・大阪府・守口市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況

時期	国	大阪府	守口市
平成13年(2001年) 12月	・「子どもの読書活動の推進に関する法律」(法律第154号)公布・施行		
平成14年(2002年) 8月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成15年(2003年) 1月		・「大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成17年(2005年) 7月	・「文字・活字文化振興法」公布・施行		
平成20年(2008年) 3月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第2次)策定		
平成23年(2011年) 3月		・「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成23年(2011年) 5月			・「守口市子ども読書活動推進計画」策定
平成25年(2013年) 5月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)策定		
平成28年(2016年) 3月		・「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」策定	
平成30年(2018年) 4月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第4次)策定		
平成30年(2018年) 10月			・「守口市立学校図書館基本計画」策定

【参考2】子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【参考3】文字・活字文化振興法

〔平成十七年七月二十九日号外法律第九十一号〕

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料4】守口市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画を策定するため、守口市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、別表に掲げる組織又は施設の長又は職員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（作業部会）

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる組織又は施設の職員をもって組織する。

3 前2条の規定は、作業部会について準用する。

（任期）

第6条 委員及び作業部会員の任期は、その選任の日から市町村子ども読書活動推進計画の策定の時までとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、生涯学習主管課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

生涯学習主管課
企画主管課
コミュニティセンター主管課
障害福祉主管課
健康推進主管課
認定こども園主管課
子育て支援主管課
子育て世代包括支援センター
学校教育主管課
守口市教育センター

第2次守口市子ども読書活動推進計画

令和元年（2019年）9月

守口市 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課